

臨時会費等規定

第1条 目的

本規定はクラブ細則第6条第4節「臨時会費等」について定める。

第2条 区分

臨時会費等の区分は次の通りとする。

- (a) 臨時会費
- (b) 特別会費
- (c) にこにこBOX寄付金
- (d) R財団寄付金（ロータリー財団への寄付金）

第3条 臨時会費

臨時会費は5周年ごとに行われるクラブ周年記念事業に弁ずることを目的に、年額20,000円を納入する。

第4条 特別会費

特別会費の種類および金額は次の通りとし、本規定の定めるところにより納入するものとする。

- (a) 入会時預り金
特別会費資金の原資として、入会時に入会時預り金30,000円を納入する。
- (b) 地区・分区からの寄付金要請に関するもの
RIおよび地区よりの寄付金要請に対し、理事会が承認したのものについて納入する。
- (c) クラブ内に関するもの
 - (1) ガバナー公式訪問懇親会、納涼花火鑑賞会、クリスマスパーティー、観桜会の親睦行事、家族旅行会については個人負担金として納入する。この場合精算方法は次による。
精算方法
参加者は70%、申し込み欠席者は50%、不参加者は30%の比率にて按分負担する。家族の大人は会員と同じとし、未成年者は料理代のみとする。但し、ガバナー公式訪問懇親会のガバナー及び随行者の費用は、参加者として計算してクラブ運営費で負担する。
 - (2) 分区の合同新年会、情報集会、その他委員会での懇親会についての個人負担金として納入する。精算は参加者で按分するものとする。
 - (3) 各会員がクラブ会員としての活動のために要する費用で、各会員から徴収すべきものとして理事会で決定したもの。
- (d) 退会時の入会時預り金との清算
退会までの未納特別会費の総額を入会時預り金の30,000円で清算し、不足分を納入するか、または余剰金の返還を受ける。但し、会員企業が継続で交

代者の場合は、前任者預り金を承継し未納特別会費は前任者分として請求する。

第5条 にこにこBOX寄付金

奉仕活動資金の浄財として年額28,000円を納入する。但し、結婚・誕生祝品に対するもの、および会員、家族、事業所等の慶事についての自由意志での善意のにこにこBOXについては例会場にてBOX箱に納めるものとする。

第6条 R財団寄付金

(1) RI、地区目標の達成および「100%財団の友クラブ」受賞を目的として、国際ロータリーの努力を支援する「ロータリー財団」への個人寄付金として、年額100ドルおよびポリオ・プラス50ドルの合計150ドルを納入する。ただし、年額100ドルの寄付について次に掲げる者は当該各号に定めるところによる。

(a) 年度後半期入会者

入会月に100ドルを納入する。

(b) 会員企業が継続での交代入会者

年度末である6月迄に100ドルを納入する。

(2) 前項の為替レートは、ロータリー財団より指定の「ロータリーレート」とし、できるだけ為替差額の発生を防止する処置をとるものとする。

第7条 納入方法

臨時会費等は、特に定めた場合を除き、年会費と同じく半年ごとに納入するものとし、毎年2回7月および1月に納入すべきものとする。但し、申請により四半期ごと年4回に分けて納入することを認めるものとする。

第8条 その他

上記以外の臨時会費等については、理事会で決定する。

付 則

この規定の2016年7月1日改正の施行前に発生した特別会費についてはなお従前の例による。

付記

本規定の改定履歴

制 定	1977年 5月 26日	1999年 3月 30日
改定暦	1983年 3月 17日	1999年 5月 20日
	1983年 8月 4日	2002年 8月 29日
	1989年 12月 28日	2006年 7月 20日
	1996年 6月 30日	2010年 7月 1日
	1998年 6月 30日	2016年 7月 1日

出席規定

第1条 目的

本規定は会員の出席率を向上し、会員が例会やクラブの奉仕活動に参加する機会を高めることを目的に定める。

第2条 基本規定

出席における基本規定はクラブ定款第9条に則るものとする。

第3条 会員の出席カウント

上記第2条以外、会員の出席カウントは次の場合に行なうものとする。

(a) 各種会議・会合

- ① 各委員会開催会議（幹事への事前・事後報告要）
- ② 情報集会
- ③ パスト会長会議
- ④ ゴルフ同好会行事
- ⑤ その他

(b) ガバナー公式訪問

「例会」と「クラブ協議会」の両方に出席した場合は2カウントとする。

(c) インターアクト研修旅行

会員随行は、往復の日程数を1日／1カウントとする。

(d) その他、幹事が承認した事項

第4条 会員家族

家族懇親会等の行事にロータリアンの配偶者と子供たちの家族が出席した場合は1人ひとり1カウントする。

第5条 メークアップ報告および出席記録

会員のメークアップ報告および出席記録については下記の通りとする。

(a) 個人でのメークアップ

個人で、他クラブの例会に出席した場合は、クラブ名、日時を事務局に届け出る。

(b) 地区・分区での会議・行事への出席

地区、分区での会議・奉仕活動・行事等に参加した場合は、5日以内に事務局まで、電話又はメール等にて出欠の報告を行なうこととする。但し、地区大会やIM等大勢での参加の場合は幹事が出席記録をとる。

(c) 本クラブ内、委員会活動への出席

各委員長が事前に幹事に活動内容を連絡するとともに、必要に応じて理事会

あるいは会員宛の通知書類を作成する。また、活動終了後は、会議議事録または行事報告書を作成し、その中に出席者を明記し幹事に提出する。情報集会は会場監督委員長、家族懇親会は親睦活動委員長とする。

第6条 その他

上記以外の出席に関するものについては理事会で決定する。

付記

本規定の改定履歴

制 定 2003年 8月 7日

慶弔・見舞規定

第1条 目的

本規定は会員の親睦と相互扶助を目的として定める。

第2条 結婚

会員が結婚したとき次の祝金品を贈る。

- (a) 祝金 10,000円
- (b) 記念品 10,000円

第3条 病気

会員および次の家族が病気で1カ月以上入院したときは次の見舞金品を贈る。

- (a) 本人 10,000円の見舞金および5,000円相当の品
- (b) 配偶者 10,000円の見舞金および5,000円相当の品
- (c) 一親等の血族 5,000円の見舞金および3,000円相当の品

第4条 死亡

会員および次の家族が死亡したときは次の弔慰金品を贈る。

- (a) 本人 30,000円の香典および生花1基
- (b) 配偶者 20,000円の香典および生花1基
- (c) 一親等の血族 10,000円の香典および生花1基
- (d) 在籍10年以上の退会者、若しくは、会長、幹事歴任者 生花1基

第5条 災害

会員の居宅、事業所が火災、風水害等によって著しく被害を被ったとき次の見舞金品を贈る。

- (a) 重大災害 20,000円の見舞金および5,000円相当の品
- (b) 普通災害 10,000円の見舞金および3,000円相当の品

第6条 贈呈

各条項の贈呈は、会長が出向いて行なう。但し、日上市以外の入院、葬儀については会員の自宅に伺う。

第7条 通知

会員への訃報通知は、本人・配偶者・本人の父母及び扶養中の子女・配偶者の父母を対象とし、幹事は全会員にファックス、メール等のツールをもって通知する。尚、会員本人死亡に限り、過去2年度までに退会した会員にもファックス、メール等のツールをもって通知する。また、会長または幹事経験者の会員が死亡の場合は、ガバナー事務所、分区ガバナー補佐および分区内のクラブにも併せて通知する。

第8条 弔電

近隣に居住する元クラブ功労会員の逝去の場合、弔電により弔問とする。

第9条 返礼

慶弔、見舞について、返礼は行なわないものとする。

第10条 その他

上記以外の慶弔・見舞について、必要と思われるものについては理事会で決定する。

付記

本規定の改定履歴

制 定	1978年 5月 11日
改定暦	1981年 6月 11日
	1999年 5月 20日
	2006年 7月 20日
	2011年 3月 3日
	2012年 11月 1日
	2020年 6月 25日

表彰規定

第1条 目的

本規定は例会・会員増強・クラブ管理・奉仕活動などクラブ運営全般において、顕著な功績をあげた個人および団体を顕彰し、もって奉仕の理想を実現することを目的とする表彰の取扱いについて定める。

第2条 適用範囲

この規定は、会員およびロータリー家族（会員家族・事務局員・インターアクトクラブ・交換学生・米山奨学生・関係する個人・団体等）に適用する。

第3条 表彰の種類

表彰の種類は次の通りとする。

（a）期首表彰

毎年度初めの例会において、前年度のクラブ活動の推進にあたり顕著な貢献があったと認められる会員を表彰する。担当委員会は会場監督とする。

① 直前会長および直前幹事表彰

前年度の会長および幹事の努力と功績を称え記念バッチを贈る。記念バッチは、東京銀座和光製パストプレジデント章、パストセクレタリー章とする。但し、パスト会長、幹事がこれを辞退する場合はこの限りではない。

② 年度出席率100%の奉仕活動精励会員表彰

前年度通算出席率100%以上、且つ奉仕活動に60%（3日）以上参加した会員に記念品を贈る。記念品は2,000円以内とする。

③ クラブ貢献賞

例会・委員会活動・奉仕プロジェクトの推進等で、前年度に特別な功労があった会員に表彰状と記念品を贈る。記念品は5,000円以内とする。なお、表彰候補者はパスト会長会議で選出し、理事会で決定する。

（b）職業奉仕表彰

10月に、会員の推薦により「地域ボランティア表彰」および「優良従業員表彰」を行い、感謝状と記念品を贈る。記念品は7,000円以内とする。担当委員会は職業奉仕委員会とする。

① 地域ボランティア表彰

地域内において、自らが献身的な奉仕活動を行っている個人および団体を表彰する。

② 優良従業員表彰

会員の会社に勤め業務に精励で衆の模範となる従業員を表彰する。

(c) 周年記念表彰

5年単位の周年記念式典において、前5年間の期間でクラブ発展に多大な貢献があった会員およびロータリー家族に対し、感謝状と記念品を贈る。担当委員会は周年事業実行委員会の総務委員会とする。

① クラブ功労者表彰

直前5年間の下記のクラブ功労者を表彰する。

- ・ パスト会長
- ・ 地区委員担当会員
- ・ 担当の委員会の業務としてではなく、自発的な善意で例会の遂行やホームページの更新などでクラブの日常的な運営を支援した会員

② クラブ功績者表彰

直前5年間に、クラブに貢献いただいた個人および団体に感謝状および記念品を贈り表彰する。記念品は10,000円以内とする。

(1) 創立会員表彰

創立以来、在籍している会員（チャーターメンバーと称する）の努力を称え表彰する。

(2) 永年出席優秀会員

毎年連続して出席率100%を以上を達成している会員の努力を称え表彰する。表彰は5年単位（5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年など）にて行う。25年以上については同時に地区へ申請を行う。

(3) 事務所提供者表彰

クラブ事務所を提供していただいている団体の協力を感謝し表彰する。

(4) 例会場提供者表彰

例会場を提供していただいている団体の協力を感謝し表彰する。

(5) 事務局職員表彰

事務局職員の普段の職務に対する功績を称え表彰する。

(6) クラブ奉仕活動協力者表彰

クラブの奉仕活動協力者の非会員を表彰する。

③ 特別表彰

その他特別に功労があり、表彰に値すると認められる個人および団体に感謝状および記念品を贈り表彰する。記念品は10,000円以内とする。

(d) その他

上記以外の表彰について、必要と思われるものについては理事会で決定する。

第4条 審 査

審査は、その都度、理事会において決定する。

付記

本規定の改定履歴

制 定 2007年 6 月 7 日

改 訂 2011年 3 月 3 日

 2011年 6 月 2 日